

建築基準法関係手数料（令和7年4月1日改定）

建築確認・計画通知の審査、検査関係手数料

計画部分の床面積の合計	確認申請等 手数料	完了検査 手数料	中間検査が必要な場合	
			中間検査手数料	完了検査手数料
30 ㎡以下	11,000 円+A※	19,000 円	13,000 円	17,000 円
30 ㎡を超え 100 ㎡以下	21,000 円+A※	27,000 円	18,000 円	25,000 円
100 ㎡を超え 200 ㎡以下	34,000 円+A※	34,000 円	26,000 円	32,000 円
200 ㎡を超え 500 ㎡以下	50,000 円+A※	51,000 円	39,000 円	50,000 円
500 ㎡を超え 1,000 ㎡以下	79,000 円+A※	69,000 円	55,000 円	68,000 円
1,000 ㎡を超え 2,000 ㎡以下	117,000 円+A※	94,000 円	77,000 円	91,000 円
2,000 ㎡を超え 10,000 ㎡以下	220,000 円+A※	200,000 円	150,000 円	196,000 円
10,000 ㎡を超え 50,000 ㎡以下	361,000 円+A※	311,000 円	247,000 円	306,000 円
50,000 ㎡を超えるもの	617,000 円+A※	573,000 円	450,000 円	568,000 円
昇降機、建築設備 (昇降機、建築設備の計画変更)	21,000 円 (11,000 円)	32,000 円		
工作物 (工作物の計画変更)	18,000 円 (9,000 円)	25,000 円		

(注意)・計画変更の手数料は、変更に係る部分の床面積の1/2及び増加する床面積について算定します。

・移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は用途変更の場合、床面積の1/2について算定します。

(※)Aは、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号又は第2項の規定（住宅の省エネ性能の評価を仕様基準で行うこと及びその変更）を適用し、省エネ基準適合の確認を確認申請の中で行う場合に、下表の「一の住宅の床面積の合計」に対応する「確認申請等手数料への加算額」を棟別に算出して合計した額を加算するものです。なお、住宅の省エネ基準適合を省エネ適判で判定するか、同規定に基づき確認申請の中で確認するかは、申請者が任意に選択できます。

区分	一の住宅の床面積の合計	確認申請等手数料への加算額	
		当初申請時	計画変更申請時 ^(注)
1の住戸 (一戸建て等)	200 ㎡未満	11,000 円	5,000 円
	200 ㎡以上	12,000 円	6,000 円
2以上の住戸 (共同住宅等)	300 ㎡未満	19,000 円	10,000 円
	300 ㎡以上 2,000 ㎡未満	31,000 円	15,000 円
	2,000 ㎡以上 5,000 ㎡未満	48,000 円	24,000 円
	5,000 ㎡以上	63,000 円	31,000 円

(注)「計画変更申請時」の加算額は、確認申請の計画変更に伴い、住宅の用途が変更される場合

(例：一戸建て→長屋)に加算するものです。